

教育センター樹木等保守管理業務委託仕様書

1 目 的 この仕様書は、教育センター樹木等保守管理業務委託について、必要な事項を定めるものである。

2 業務場所 春日部市粕壁東三丁目2番15号 春日部市教育センター

3 期 間 契約確定日より令和8年3月13日まで

4 業務の区域と内容

(1) 教育センター分

1. 業務の区域

春日部市粕壁東3丁目2番15号 春日部市教育センター

図  部分

2. 業務内容

① 剪定工

イチョウ	5本
コナラ	8本
モチノキ・ヤマモモ（仕立物）	2本
ヤマモモ、サザンカ等	12本
低木剪定	390㎡
生垣剪定	161m

※年1回 実施する。

② 薬剤散布

イチョウ	10本
	(5本 × 2回分)
高木	44本
	(22本 × 2回分)
生垣・低木	1式

※年2回 実施する。

③ 施肥工

高木・生垣・低木	1式
----------	----

※年1回 実施する。

④ 発生材の処理

樹木の整枝、剪定及び刈り込みにより発生した植木剪定枝葉を焼却施設へ搬入するものとする。その他のゴミ等は、全て処理するものとする。

(2) ポケットパーク分

1. 業務の区域

春日部市粕壁東3丁目2番15号 ポケットパーク

図  部分

2. 業務内容

① 剪定工

モチノキ・ヤマモモ（仕立物） 2 本

高木 5 本

低木剪定 1 7 0 m²

生垣剪定 9 m

※年1回 実施する。

② 薬剤散布

高木 1 0 本

(5 本 × 2 回分)

生垣・低木 1 式

※年2回 実施する。

③ 施肥工

高木・生垣・低木 1 式

※年1回 実施する。

④ 発生材の処理

樹木の整枝、剪定及び刈り込みにより発生した植木剪定枝葉を焼却施設へ搬入するものとする。その他のゴミ等は、全て処理するものとする。

(3) 粕壁小学校側ポケットパーク分

1. 業務の区域

春日部市粕壁東3丁目2番15号 ポケットパーク

図  部分

2. 業務内容

① 剪定工

サクラ、シダレザクラ 5 本

ニセアカシア 2 本

トウネズミモチ、モッコク、シュロ、カクレミノ 1 1 本

低木（アジサイ、サツキツツジ） 3 0 m²

※年1回 実施する。

② 薬剤散布

高木（サクラ、シダレザクラ） 10本
(5本 × 2回分)

高木（上記以外） 26本
(13本 × 2回分)

低木 1式

※年2回 実施する。

③ 施肥工

高木・低木 1式

※年1回 実施する。

④ 発生材の処理

樹木の剪定、刈り込み及び伐採により発生した植木剪定枝葉を焼却施設へ搬入するものとする。その他のゴミ等は、全て処理するものとする。

5 発生材の処分先

- (1) 発生した剪定枝等の一般廃棄物の処分先については、原則次のとおりとする。
豊野環境衛生センター 春日部市豊野町三丁目6番地
- (2) 搬入については、豊野環境衛生センターに確認し、その規定に従うこととする。
- (3) 上記施設で処理できない剪定枝等については、市が指定する一般廃棄物処理施設の規定に従い搬入するものとする。

- 6 連絡事項等 全て作業に入る時は事前に管理者に連絡し、打ち合せを行い薬剤等の種類、数量などを定め、管理者の確認を得た上使用すること。
また、作業中に倒木の可能性が考えられる樹木が確認できた際は、速やかに報告すること。

- 7 報 告 作業日報及び業務終了報告書を提出すること。

春日部市教育センター樹木保守管理業務委託 配置図（縮尺フリー）

 : 委託箇所

